

太陽光発電等により売電をしている場合は 売電所得として税の申告が必要です。



自宅等に太陽光発電設備を設置して、太陽光発電による電力を電力会社に売却（余剰電力又は全量売電）している場合は、その収入は雑収入（又は事業収入）となりますので、所得税の確定申告又は市県民税の申告が必要です。

売電所得は次の式で計算し、雑所得(又は事業収入)として税の申告をします

①売電収入 - ②経費 = ③売電所得

①売電収入とは … 太陽光発電等の電力を電力会社へ売って得た収入

※1月～12月の間に電力会社から支払われた金額の合計額です。

②経費とは … 太陽光設備の設置にかかった費用及び維持管理等の費用

※太陽光設備設置の費用は補助金を差し引き、17年間に分けて経費とします。

●申告に必要な金額・数値の確認方法

①	売電収入	… 「太陽光等受給電力量のお知らせ」で確認（収入月ごと）
② 経費	① 設置費用	… 設置から発電までにかかった費用の総額
	② 補助金	… 国・市等から受け取った補助金の額（受け取る予定額）
	③ 修繕費等	… その年に支払った修繕費等の維持管理費用（領収書必要）
	④ 年間売電量	… 「太陽光等受給電力量のお知らせ」で確認（収入月ごと）
	⑤ 年間総発電量	… ご家庭に設置されている太陽光発電メーターで確認

●売電所得の計算方法(例)

①	売電収入	… 20万円(1月～12月合計)
②	設置費用	… 230万円
③	補助金	… 30万円(国・市補助金合計額)
④	修繕費等	… 5万円(太陽光パネル修理)※領収書あり
⑤	年間売電量	… 4,000kwh
⑥	総発電量	… 5,000kwh



①	売電収入	=	200,000 円				
②	経費	=	134,400 円	耐用年数17年	発電量に占める売電量の割合		
《経費の計算方法》							
$\left(\left(\begin{matrix} \text{設置費用} & \text{補助金} \\ 2,300,000 & - & 300,000 \end{matrix} \right) \times \text{償却率} \right) + \text{修繕費等}$							
					$\left(\begin{matrix} \text{年間売電量} & \text{総発電量} \\ 4,000 & \div & 5,000 \end{matrix} \right)$		
③	売電収入	-	④	経費	=	⑤	売電所得
	200,000円			134,400円			65,600円

申告に必要な金額・数値を確認し、実際に計算してみましょう ⇒ 裏面へ

※市HPから入力用Excelシートをダウンロードすることができますので、ご利用ください。→

○お問合せ先：駒ヶ根市役所総務部税務課市民税係 Tel0265-83-2111（内線274）

